

## 障がいのある職員の任免状況

令和2年6月1日現在  
(法定雇用率：2.5%)

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 | 978.0人 |
| (2) 障がいのある職員の数            | 23.5人  |
| (3) 実雇用率                  | 2.40%  |
| (4) 法定雇用障害者数              | 24.0人  |
| (5) 不足数                   | 0.5人   |

- (1) 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- (2) 欄の「障がいのある職員の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。なお、令和2年6月1日以降に障がいのある人を採用したことにより、(2) 欄の「障がいのある職員の数」は令和2年10月1日時点で24.5人となります。
- (4) 欄の「法定雇用障害者数」とは、(1) 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）です。
- (5) 欄の「不足数」とは、(4) 欄の「法定雇用障害者数」から(2) 欄の「障がいのある職員の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となります。  
そのため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合法定雇用率達成となります。
- 障がいの種類・程度の区分ごとの人数等については、特定の職員が障がいがあることやその程度等が推認されるおそれがあるため、非公表としています。